

新潟県条例第44号

新潟県が管理する港湾区域内及び港湾隣接地域内における行為の規制等に関する条例の一部を改正する条例

新潟県が管理する港湾区域内及び港湾隣接地域内における行為の規制等に関する条例（平成11年新潟県条例第67号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(占用料等) 第4条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、法第37条第1項第1号に掲げる行為の許可の有効期間（第4項において「許可有効期間」という。）が1月未満の場合の占用料の額は、別表に定める基準により算出した額に、 <u>1.1</u> を乗じて得た額とする。 3・4 (略)	(占用料等) 第4条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、法第37条第1項第1号に掲げる行為の許可の有効期間（第4項において「許可有効期間」という。）が1月未満の場合の占用料の額は、別表に定める基準により算出した額に、 <u>1.08</u> を乗じて得た額とする。 3・4 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第4条第2項の規定は、この条例の施行の日以後における占用に係る占用料について適用し、同日前における占用に係る占用料については、なお従前の例による。